



令和9年4月に郡山市立小学校・義務教育学校へ入学する
お子様の保護者の皆様へ



就学援助制度のお知らせ

郡山市教育委員会では、経済的な理由によって就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費等、就学に必要な費用の一部を援助しています。（教育委員会に申請し、認定された方が対象です。）

【対象世帯】

- 1 児童扶養手当を受給している。
- 2 市民税、国民健康保険税等が減免されている。
- 3 国民年金の掛金が減免されている。
- 4 生活福祉資金による貸付けを受けている。
- 5 上記以外で児童を就学させることが経済的に困難である。



【申請に必要な書類】

- 1 就学援助費受給申請書（学校教育推進課、本市ウェブサイトからダウンロード可）
- 2 認定基準に該当することが確認できる書類（生計を共にする方全員分の最新の所得課税証明書、児童扶養手当証書など）
 - ※ 生計を共にする方全員から、地方税関係情報を閲覧することについて同意をいただければ、所得課税証明書を省略することもできます。（申請書への署名が必要となります。）
 - ※ 未申告の場合は所得額が確認ができませんので、申告後に申請してください。
- 3 申請者名義の振込口座の通帳等の写し

申請期間

令和8年10月1日 ～ 令和9年1月5日

※ 期間内に申請が間に合わない場合は小学校・義務教育学校入学後から令和9年4月30日までに就学した学校または学校教育推進課へ申請してください。（その場合は令和9年6月入金（予定）となります。）

結果通知

令和9年3月上旬に審査結果を郵送いたします。

支給

認定された方には、新入学児童学用品費（64,300円）
を入学前の令和9年3月中旬に口座に入金いたします。



受付・お問合せ：
郡山市教育委員会学校教育推進課
（市役所本庁舎5階）
電話：024-924-2431

